13	名古屋高速道路公社が管理する烏森入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する黄金入口・出口	—
14	名古屋高速道路公社が管理する白川入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する吹上西入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する吹上東入口・出口
15	名古屋高速道路公社が管理する春岡入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する四谷入口・出口	—
16	名古屋高速道路公社が管理する六番北入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する六番南入口・出口	—
17	名古屋高速道路公社が管理する港明入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する木場入口・出口	—
18	名古屋高速道路公社が管理する高辻入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する堀田入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する呼続入口・出口
19	名古屋高速道路公社が管理する黒川入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する東片端入口	—
20	名古屋高速道路公社が管理する鳥見町入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する庄内通入口・出口	—
21	名古屋高速道路公社が管理する明道町入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する丸の内入口・出口	—
22	名古屋高速道路公社が管理する山王入口	名古屋高速道路公社が管理する尾頭橋出口	名古屋高速道路公社が管理する東別院入口

⑺　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

３．名神集中工事に伴う料金調整③

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、⑷に掲げる指定ＩＣ１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和７年11月８日から令和７年11月29日まで。

⑷　対象ＩＣ

・上り線

㋑　八日市ＩＣ～米原ＪＣＴ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　京都東ＩＣ、大津ＩＣ	北陸自動車道　敦賀ＩＣ、木之本ＩＣ
東海環状自動車道　大安ＩＣ、いなべＩＣ	中央自動車道西宮線　関ヶ原ＩＣ
近畿自動車道名古屋亀山線　桑名東ＩＣ、桑名ＩＣ	中央自動車道西宮線　大垣ＩＣ
近畿自動車道名古屋亀山線　蟹江ＩＣ	東海北陸自動車道　一宮稲沢北ＩＣ

㋺　関ヶ原ＪＣＴ～一宮ＪＣＴ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　岐阜羽島ＩＣから関ヶ原ＩＣまでの各ＩＣ 東海環状自動車道　大野神戸ＩＣから養老ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　小牧東ＩＣから一宮ＩＣまでの各ＩＣ 第一東海自動車道　春日井ＩＣ 東海北陸自動車道　岐阜各務原ＩＣから一宮稲沢北ＩＣまでの各ＩＣ

・下り線

㋑　米原ＪＣＴ～八日市ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
北陸自動車道　敦賀ＩＣ、木之本ＩＣ	中央自動車道西宮線　京都東ＩＣ、大津ＩＣ
中央自動車道西宮線　関ヶ原ＩＣ	東海環状自動車道　大安ＩＣ、いなべＩＣ
中央自動車道西宮線　大垣ＩＣ	近畿自動車道名古屋亀山線　桑名東ＩＣ、桑名ＩＣ
東海北陸自動車道　一宮稲沢北ＩＣ	近畿自動車道名古屋亀山線　蟹江ＩＣ

㋺　小牧ＩＣ～大垣ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　小牧東ＩＣから一宮ＩＣまでの各ＩＣ 第一東海自動車道　春日井ＩＣ	中央自動車道西宮線　岐阜羽島ＩＣから関ヶ原ＩＣまでの各ＩＣ 東海環状自動車道　大野神戸ＩＣから養老ＩＣまでの各ＩＣ 東海北陸自動車道　岐阜各務原ＩＣから一宮稲沢北ＩＣまでの各ＩＣ
東海北陸自動車道　岐阜各務原ＩＣから一宮稲沢北ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　岐阜羽島ＩＣから関ヶ原ＩＣまでの各ＩＣ 東海環状自動車道　大野神戸ＩＣから養老ＩＣまでの各ＩＣ

㋩　豊田ＩＣ～名古屋ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
第一東海自動車道　岡崎ＩＣから長久手ＩＣまでの各ＩＣ 第二東海自動車道横浜名古屋線　豊田東ＩＣ、豊田南ＩＣ	第一東海自動車道　名古屋ＩＣから春日井ＩＣまでの各ＩＣ 中央自動車道西宮線　小牧ＩＣ、小牧東ＩＣ